

改元および 10 連休に関する各種対応について

天皇陛下の御退位および皇太子殿下の御即位に伴い、4 月 27 日（土）から 5 月 6 日（月）は 10 連休となります。連休中は当組合も休業日となるほか、連休前後は窓口が込み合うことが予想されますので、連休前のお早めのお手続きをお願いいたします。

【10 連休に関するご留意事項】

○現金はお早めにご準備ください

連休中は当組合 A T M はご利用いただけませんので、現金はお早めにご準備ください。

※提携 A T M はご利用いただけます。

また、キャッシュカード未発行のお客様におかれましては、連休中に出金することができないため、ご注意いただきますようお願い申し上げます。

○お振り込みにもご注意ください。

連休前後は窓口の混雑が予想されます。お振込みは連休前にお早めにお手続きください。

○税金・公共料金等のお支払は納付期限にご注意ください

連休前後は窓口の混雑が予想されますので、税金や公共料金の納付期限にご注意いただき、連休前のお早めのお手続きをお願いいたします。

○10 連休にともなう融資返済日について

4 月 27 日～5 月 6 日が次回返済日となっている場合、実際の引き落としは連休明けの 5 月 7 日（火）となりますのでご注意ください。

※お手元の返済予定表と返済予定日が異なる場合がございます。

○10 連休にともなう既存のお取引に関するご留意事項について

10 連休前後は郵送物発着集中等にともない、各種お取引のお申し込みからお手続きの完了・お手元への書類到着まで、通常よりもお時間を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

○インターネットバンキングについて

10 連休中は、残高照会および預金取引履歴照会は通常どおり操作可能です。ただし、組合内および他金融機関への資金の移動を行うことはできません。

10 連休中の緊急連絡先について

○キャッシュカード・通帳・印鑑をなくされたときは

しんくみ A T M センター：0 4 7 - 4 9 8 - 0 1 5 1

【Q&A 項目】

Q. 10連休中の店舗は営業していますか？

当組合の本店および平塚支店は、4月27日（土）から5月6日（月）までの連休期間中は休業日となります。

Q. 10連休中に ATM は使えますか？

当組合 ATM は4月27日（土）から5月6日（月）までの連休期間中は休止となります。

なお、提携 ATM については、連休中もご利用可能です。連休中の取扱いは下記表のとおりとなります。※取扱時間については、当組合ホームページをご覧ください。

	4月				5月					
	27日 (土)	28日 (日)	29日 (月)	30日 (火)	1日 (水)	2日 (木)	3日 (金)	4日 (土)	5日 (日)	6日 (月)
取扱 区分	土曜	日曜	祝日	祝日	祝日	祝日	祝日	祝日	日曜	祝日

Q. 10連休中にインターネットバンキングは使えますか？

10連休中は、残高照会および預金取引履歴照会は通常通り操作可能です。ただし、組合内および他金融機関への資金の移動を行うことはできません。
(※5月7日（火）以降の予約登録を行うことは可能です。)

Q. 10連休中に満期日が到来する定期預金の取扱いについてはどうなりますか？

- ・自動継続の定期預金は、満期日が休日の場合でも満期日に自動継続されます。
- ・自動継続以外の定期預金は、満期日以降解約日まで、解約日における普通預金利率が適用されます。

Q. 10連休中が口座振替の引落の場合についてはどうなりますか？

引落日が4月27日（土）から5月6日（月）の場合、5月7日（火）に引落としとなる収納企業と4月26日（金）を引落しとする収納企業があります。詳しくは収納企業にお問い合わせください。

【改元にもなう各種帳票、手形・小切手の取扱いについて】

○「平成」表記されている帳票、手形・小切手については、改元以降も引き続きご利用いただけます。

新元号に訂正してご使用いただく際には、「平成」に二重線等の抹消線を引き、新元号をご記入ください。元号の訂正については訂正印不要です。

○新元号記載の帳票、小切手帳の作成について

新元号記載の帳票、小切手帳の作成にはしばらく時間を要しますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【Q&A 項目】

Q. 「平成」が記載されている帳票・書式類はそのまま使用できますか？

改元後も「平成」表記の帳票類はそのままご使用いただくことができます。そのままご使用いただく際には、平成「31」年と表記ください。

新元号に訂正する場合は、下記の通り「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。

【例】 そのままご使用いただく場合：平成 31 年 5 月 7 日
新元号へ訂正する場合 ：○○(新元号)
 ~~平成~~ 1 年 5 月 7 日
 ※「1年」、「元年」どちらでも可

Q. 「平成」が記載されている帳票・書式を新元号に訂正する場合、訂正印は必要ですか？

原則、訂正印は不要です。

Q. 「平成」が記載されている「手形・小切手」についてもそのまま使用できますか？

改元後も「平成」表記の手形・小切手類をそのままご使用いただけます。

新元号に訂正する場合は下記の通り「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。訂正印は不要です。

【例】 そのままご使用いただく場合：平成 31 年 5 月 7 日
新元号へ訂正する場合 ：○○(新元号)
 ~~平成~~ 1 年 5 月 7 日
 ※「1年」、「元年」どちらでも可

【その他ご留意事項】

キャッシュカードの詐欺にご注意ください

改元・10連休に関する各種対応において、当組合職員がキャッシュカードをお預かりすることや、暗証番号をおたずねすることはありません。

以上